

府内事業場の排水に係る1,4-ジオキサン排出実態調査結果について

1,4-ジオキサンを排出する主な業種を中心に府内10事業場を選定し、排水の水質測定を実施したところ、結果はすべて不検出（検出下限値未満）でした。

- 1 実施期間 平成24年7月～10月
- 2 実施機関 府保健環境研究所
- 3 実施方法 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）
付表7に掲げる方法

4 結果

(1) 法特定事業場（5社）

単位：mg/l

事業場	業種	測定結果	調査日	備考
A社	染色整理業（城陽市）	<0.05	7/17	
B社	金属熱処理業（城陽市）	<0.05	8/28	有害物質を含む汚水は全量回収
C社	医薬品製造業（宇治市）	<0.05	8/28	1,4-ジオキサンを使用。有害物質を含む汚水は全量回収
D社	下水処理業（南丹市）	<0.05	8/28	
E社	下水処理業（南丹市）	<0.05	8/28	

※ <0.05は検出下限値未満を表す。

(2) 条例特定事業場（5社）

単位：mg/l

事業場	業種	測定結果	調査日	備考
F社	医薬品製造業（綾部市）	<0.05	10/15	
G社	プラスチック成形加工業（綾部市）	<0.05	10/15	
H社	化学工業（南丹市）	<0.05	10/23	
I社	工業用プラスチック製品製造業（宇治市）	<0.05	10/23	生活排水のみ排水
J社	化学工業（笠置町）	<0.05	10/23	

※ <0.05は検出下限値未満を表す。

（参考）本年11月、さらに4事業場（法特定事業場）について測定を行う予定